

# 第四次地域管理経営計画書

(高知森林計画区)

計画期間 [ 自 平成22年4月1日 ]  
[ 至 平成27年3月31日 ]

四 国 森 林 管 理 局

# 目 次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	2
(3) 流域管理システムの推進に必要な事項	5
(4) 主要事業の実施に関する事項	5
(5) 持続可能な森林経営に関する事項	7
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	8
(1) 巡視に関する事項	8
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	9
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	9
(4) その他必要な事項	10
3 林産物の供給に関する事項	10
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	10
(2) その他必要な事項	11
4 国有林野の活用に関する事項	11
(1) 国有林野の活用の推進方針	11
(2) 国有林野の活用の具体的手法	12
5 国民の参加による森林の整備に関する事項	12
(1) 国民参加の森林に関する事項	12
(2) 分収林に関する事項	12
(3) その他必要な事項	13
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	14
(1) 林業技術の開発, 指導及び普及に関する事項	14
(2) 地域の振興に関する事項	14

※ 本計画書内の集計表に関して共通する注釈

- 1 単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。
- 2 【 】の数値は第三次地域管理経営計画の数値である。

## はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、簡素かつ効率的な業務運営体制にするとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度にすることを通じて、新規借入金に依存する体質から脱却するとともに、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政の健全化とともに国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

今後は、こうした基礎の上に立ち、特に、京都議定書で定められた森林吸収目標を果たすべき第1約束期間の終期に向け、地球温暖化防止対策を促進する観点から、間伐等森林整備の推進及び生物多様性の保全の観点からの多様で健全な森林の整備・保全などが重要な課題となっている中、①公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の一層の推進、②地球温暖化防止や生物多様性の保全等の政策課題への率先した取組、③森林環境教育や国民参加の森林づくりの推進等、多様化している森林に対する国民の要請を踏まえた取組を推進する。

本計画は、「国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）」第6条の規定に基づき、四国森林管理局長が、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、高知森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する基本的な事項、維持及び保存、林産物の供給、国有林野の活用及び国民の参加による森林整備に関する事項等について定める計画である。

今後、高知森林計画区における国有林野の管理経営は、関係行政機関と連携を図りつつ、国民各層の理解と協力を得ながら、この計画に基づき適切に行うこととする。

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

高知森林計画区は、東部は物部川源流部、西部は鏡川源流部までの高知県の中東央部に位置し、区域面積110千haで森林はその71%の78千haとなっている。年平均気温は16.2℃、平均年間降水量が2,222mmと比較的温暖多雨で林木の生育に適した気候下であり、スギ、ヒノキを中心とした植林が行われており、人工林率は62%となっている。

国有林野は、森林面積の18%にあたる14千haで、物部川の上流部と鏡川の上流部、吉野川支流の穴内川上流部に広く分布している。天然林と人工林の比率では、天然林が51%と半分以上を占めている。これらは、三嶺、石立山等周辺に分布し、地域を代表する多種多様な林相からなり、自然美の景観として優れているものも多く、また、学術上も貴重な森林であることから、国定公園、保護林、レクリエーションの森等に指定されている。一方、人工林は、スギが55%、ヒノキが27%で、5齢級から11齢級の間伐適期林分が人工林全体の87%を占めていることから、適切な森林整備を引き続き行っていく必要がある。

このような当計画区の状況を踏まえるとともに、森林に対する国民の要請が、

国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつ多様化していること、特に地球温暖化の防止、生物多様性の保全については国有林への期待が大きいことを踏まえ、林産物の供給や地域振興の寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」としての取組を推進することとする。

このため、間伐の推進等森林整備と木材利用の促進を適切に進めていくこととする。

これらを受けて、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に基づき、「高知国有林の地域別の森林計画」に定める公益的機能別施業森林の区域との整合性を保ちつつ、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に類型化し、それぞれの目的に応じて管理経営を行うこととする。

また、国民の安全と安心を確保するため、重要な水源地域等において、今後とも他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する。

国有林野の機能類型区分別面積は下表のとおりである。

国有林野の機能類型区分別面積

(単位：ha)

国有林野の 総面積	水土保持林 <sup>*1</sup>		森林と人との 共生林 <sup>*2</sup>		資源の 循環利用林 <sup>*3</sup>	
	面積	比率	面積	比率	面積	比率
14,068 【14,068】	10,910 【10,872】	77% 【77%】	2,632 【2,632】	19% 【19%】	526 【564】	4% 【4%】

## (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型に応じた管理経営については、「管理経営の指針」(別冊)によるほか、次の点に留意して適切に実施するものとする。

### ① 水土保持林に関する事項

水土保持林については、主に土砂の流出や崩壊の防備等山地災害の防止機能

\*1 水土保持林…水源かん養、山地災害の防止を重視する森林

\*2 森林と人との共生林…森林生態系の保全・生活環境の保全や森林空間の適切な利用を重視する森林

\*3 資源の循環利用林…木材等の生産を重視する森林

の発揮を第一とすべき国土保全タイプと、主に水質保全、渇水緩和等水源のかん養機能の発揮を第一とすべき水源かん養タイプの2つに区分される。

タイプごとの面積は、次表のとおりである。

#### 水土保全林の面積

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面 積	2,878 【2,878】	8,032 【7,994】	10,910 【10,872】

#### ア 国土保全タイプ

物部川上流の脊梁山地等に分布している土砂流出防備保安林等を主体とする森林であり、天然林が83%を占めている。

本タイプについては、山地災害の防止機能の維持増進を図るため、極力林地の保全に努めることとし、林木の成長力が減退した林分については、育成複層林施業、天然生林施業により林分構造の改良を進め機能の増進を図るとともに、育成単層林については、針広混交林への誘導に努めることとする。

#### イ 水源かん養タイプ

河川の奥地上流部の水源かん養保安林、ダム集水区域等を主体とする森林であり、スギ、ヒノキの人工林が68%を占めている。

本タイプについては、水源かん養機能の維持増進を図るため、長伐期施業を推進し、伐採については、森林の面的広がりやモザイク的な配置に留意した伐採箇所分散化や1箇所当たりの伐採面積の縮小に努める。また、育成複層林施業、針広混交林への誘導等非皆伐施業を推進し、溪流沿い、集落の簡易水道等の水源域の森林の保全を図ることとする。さらに、保育の実施にあたっては、下層植生の維持・育成、将来高木となる広葉樹の保残に努めること等を念頭に除間伐を推進する。

## ② 森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林については、主に森林生態系の維持等自然環境の保全を第一とすべき自然維持タイプと、主に生活環境保全機能、保健文化機能の発揮等を第一とすべき森林空間利用タイプの2つに区分される。

タイプごとの面積は、次表のとおりである。

森林と人との共生林の面積

(単位：ha)

区 分	自然維持	うち保護林	森林空間利用	うちレクリエーションの森	計
	タイプ		タイプ		
面 積	1,156 【1,156】	601 【601】	1,476 【1,476】	1,284 【1,284】	2,632 【2,632】

ア 自然維持タイプ

植物群落保護林、四国山地の脊梁山地の尾根部等を主体とする森林であり、全て天然林である。

本タイプについては、野生動植物の生息・生育する森林の保全に努めること等に重点をおき、原則として人手を加えず自然の推移に委ねることとする。

また保護林は、保護林等を相互に連結して、森林の連続性を確保し、貴重な野生動植物の生息・生育地の広域化や相互交流に資する「緑の回廊」とともに活用し、生物多様性の保全に寄与することとする。

イ 森林空間利用タイプ

三嶺、工石山等のレクリエーションの森を主体とする森林であり、天然林が92%を占めている。

レクリエーションの森については、これまで自然景観に優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツに適した森林を設定してきたが、利用者ニーズは、活動プログラムやガイドなどのソフトを重視し、ゆとりや満足を実際に体験・享受したいとする方向に変化している。このようなことを踏まえ、魅力あるレクリエーションの森の実現のため、質的向上を図ることとする。

本タイプについては、自然景観の維持等に努めるとともに、森林浴や自然観察、野外スポーツ等保健・文化・教育的な利用・活動の場の整備並びにボランティア団体等による森林の整備や森林とのふれあい活動などの場として「ふれあいの森」の整備や、自治体等の自主的な取組による「巨樹・巨木」の保護活動を推進することとする。

③ 資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材資源の効率的な循環利用を重視した取扱いをすべき森林であり、スギ、ヒノキの人工林が94%を占めている。

資源の循環利用林は、除間伐を実施し森林活力の増進及び健全性の確保に努めるとともに、伐採跡地については的確な更新を図ることとする。

面積は、次表のとおりである。

資源の循環利用林の面積

(単位：ha)

面積	526 【564】
----	-----------

### (3) 流域管理システムの推進に必要な事項

流域管理システムの推進にあたっては、流域管理推進アクションプログラムの実施や一層の私有林関係者との連携を図る等により、私有林行政及び上下流との関係をより緊密なものとし、森林資源の充実や国民の森林に対する関心の高まりを捉え、私有林と連携した森林施業の推進、地域の特性に応じた特色ある森林の整備、林業生産等についての課題やニーズを事業運営に反映させることとする。さらに、地方自治体等と施業団地や作業道等路網の設定による効率的な間伐等の森林整備を推進させるための協定締結等にも取り組み、私有林と一体的な森林整備を進めることとする。

このため、国有林野の管理経営にあたっては、伐採予定等に関する情報を提供するほか、地域の森林整備についての課題やニーズを把握し、国有林野事業との調整を図る中で、これらに対応した技術開発や研修等に必要なフィールドの提供、私有林の林道整備計画等との調整を図りつつ、効率的な路網整備等を推進し、森林施業の実施等について必要な助言を行うこととする。

また、流域の森林整備等を担う経営基盤、技術能力等を備えた林業事業者の育成等を図る観点から私有林行政との連携を図りつつ、計画的・安定的な事業の発注に努める。

さらに、上下流の連携を強化するため、「流域林業活性化協議会」等と協力して、下流住民等に対する情報の提供、林業体験活動などの森林環境教育の促進等に努めるとともに、下流住民の森林整備への参画等の助長を図るものとする。

### (4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、保育、林道の計画量は以下のとおりである。

事業の実施にあたっては地域の実情等を踏まえつつ、できるだけ早い時期にその全てを民間事業者へ委託していくこととしており、計画的な事業の発注等により林業事業者の育成・強化を推進するとともに、労働災害の未然防止に努めることとする。

なお、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮する。

① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	79,833 ≪44,472≫ 【59,579 ≪55,933≫】	152,219 (1,437) 【137,621 (1,526)】	232,052 【197,200】

注) ≪ ≫ は分収林の伐採量で内書き、( ) は間伐面積

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	56 【85】	32 【27】	89 【112】

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐
計	357 【233】	8 【3】	49 【114】

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
計	7 【6】	7,720 【7,500】	30 【28】	11,700 【5,000】

## (5) 持続可能な森林経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図るため、地域の意見を聴きつつ、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオールプロセス<sup>\*4</sup>に属しており、この中で国全体としての客観的に評価するための基準が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

### ① 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、保護林のモニタリング調査を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。

### ② 森林の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。

### ③ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、野生動物被害や森林病害虫、山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、ニホンジカによる森林被害の軽減を図るため、生息状況や森林被害の状況の調査、被害対策及び効果的な捕獲・防除技術の開発も含め、適正な個体数管理に関係機関等と連携して取り組む。

### ④ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧や公益的機能の維持のために必要

---

\*4 モントリオールプロセス…ヨーロッパ以外の温帯林等を有する12カ国（アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア、ウルグアイ、米国）により進められている、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた取組。

な森林の保全を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。

#### 保安林整備及び保全施設の計画量

保安林整備 (ha)	保全施設 (箇所)
170 【512】	25 【20】

注) 保全施設については延べ数

#### ⑤ 炭素循環への森林の寄与

地球温暖化防止に貢献する観点から、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。

#### ⑥ 多面的な社会的・経済的便益の維持及び増進

森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の拡充、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。

#### ⑦ 森林の持続可能な経営

①～⑥に記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ① 山火事防止等の森林保全巡視

自然休養林、風景林等は、レクリエーション、観光等を目的とした利用者が増加傾向にあることから、地域の住民、自治体等との緊密な協力・連携の下に、

重点的に巡視し保全管理にあたるとともに、標識等を設置して利用者等に対する山火事防止への啓発活動を展開するなど保全管理に努めるものとする。

また、国有林野内への廃棄物不法投棄に対しては、地域の住民、自治体、警察等との協力・連携を図り、道路沿いへの標識やフェンス設置及び巡視に努めるとともに、入林者への不法投棄防止意識の啓発に努めることとする。

## ② 境界の保全管理

境界は、国有林野の管理経営の基礎となるものであり、定期的、計画的な巡視を実施し、破損した境界標の補修、整備を行うなど保全管理に努めるものとする。

## (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

早期発見・早期防除に努める。

## (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

### ① 保護林

我が国又は地域の自然を保護する「植物群落保護林」については、自然の推移に委ねることを基本として適切に保全管理を行うとともに、学術研究のフィールドとしての用に供することとする。

本計画区の保護林は次表のとおりである。

保護林の種類別の名称及び面積

種 類	名 称	面 積 (ha)
植物群落保護林 <sup>*5</sup>	(高知中部) 石立山	122 【122】
	(高知中部) 西熊山	479 【479】
総 数	2 【2】	601 【601】

### ② 緑の回廊

森林の連続性を確保し、森林生態系の一層の保護・保全を図り、貴重な野生動物の広域化や相互交流に資するなど、生物多様性保全のため、緑の回廊を設定し、適切に管理を行っていくこととする。

緑の回廊内の天然林は、危険木の処理や多様な樹種構成の林分とするための

\*5 植物群落保護林…希少な高山植物や学術上価値の高い樹木群等の保存を目的とする森林

択伐等に限定するとともに、人工林は非皆伐施業の推進等により、野生動植物の生息・生育や移動が良好な状態となるよう適切な管理を行う。

本計画区の緑の回廊は次表のとおりである。

緑の回廊の名称と延長及び面積

名 称	延 長 (km)	面 積 (ha)
(高知中部)「四国山地緑の回廊」剣山地区	25 【25】	4,001 【4,001】

#### (4) その他必要な事項

「森林と人との共生林」のうち、自然環境の保全、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている森林においては、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性の保全の視点で希少種の保護等に努めることとする。

ニホンジカの被害の著しい箇所については、自治体等と連携を強化し、植生防護柵や立木へのネット設置等の対策を講じ、被害の防止及び回復に努めることとする。

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

##### ① 林産物の安定供給

本計画期間中における国有林材の供給については、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることとし、これに伴い生産される間伐材が主体となる。間伐の実施にあたっては、民有林との連携を緊密化し、ロットの拡大等を図り、事業の促進及び円滑な供給に努めることとする。

また、民有林行政と一体となって、生産・流通・加工体制の整備等に積極的に取り組むこととする。

##### ② 林産物等の販売

立木販売の実施にあたっては競争入札を原則とし、素材の販売では、民間市場への委託を基本として、需要動向に応じた機動的な販売に努めることとする。

また、木材産業の活性化を図るとともに、需要や販路の拡大を図るため、製材品需要者も視野に入れた協定に基づき需要者へ直送する「国有林材の安定供

給システム販売<sup>\*6</sup>」の推進に努めることとする。

さらに、新生産システムのモデル地域の取組も進んでいることから、国有林としてもシステム販売を主体に安定供給体制の確立に努め、国産材の利用拡大に取り組むこととする。

## (2) その他必要な事項

二酸化炭素の排出抑制及び木材の利用促進のため、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木質バイオマスエネルギーの利用、木材の再利用、他の資源の代替としての木材利用に取り組むこととする。また、木造庁舎等の整備等に当たっては、木材の積極的な利用に努めるとともに、林道や治山事業における森林土木工事についても、間伐材を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組むものとし、併せて、これらの取組を通じて、国民に対する積極的な啓発に努めるものとする。

## 4 国有林野の活用に関する事項

### (1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用にあたっては、地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、公用・公共用施設、公衆の保健等のための活用はもとより、地域社会の活性化に資するよう積極的に対応するものとする。

また、開かれた「国民の森林」としての取組を推進するため、「レクリエーションの森」について、民間活力を活かしつつ、利用者のニーズに対応した施設の整備やソフトの提供等を行い、その活用を推進するものとする。

#### レクリエーションの森

種 類	箇所数	面積 (ha)
自然休養林	2 【 2】	1,059 【1,059】
風景林	2 【 2】	225 【 225】
計	4 【 4】	1,284 【1,284】

\*6 「国有林材の安定供給システム販売」…需要開発が必要な間伐材等の低質材について、国が製材工場や合板工場等と協定を締結し、それに基づいて国有林の木材（立木や丸太）を安定的・計画的に供給する販売方法。

## (2) 国有林野の活用の具体的手法

- ① 地方公共団体からの利活用要望については、利用目的、事業計画の内容等を踏まえ、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、計画的に対処するものとする。
- ② 森林レクリエーション等の森林空間総合利用に係る利活用要望については、森林空間利用タイプの国有林野を対象として、地方公共団体等と連携しつつ、一体的な利活用を推進することとし、施設等の整備は、民間の能力を活かし推進するものとする。
- ③ 地球温暖化防止対策を推進するため、国土の保全等に配慮しつつ、風力、小規模水力発電等自然エネルギーを利用した発電用地としての活用要望については、国有林野の管理経営との調整を図り、積極的に対応していくものとする。
- ④ 上記以外の利活用要望については、各々の事業目的、内容等を勘案し、適切に対処するものとする。

## 5 国民の参加による森林の整備に関する事項

### (1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等が行う自主的な森林整備等については、森林管理署等との協定の締結等によるフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、「ふれあいの森」の整備に当たっては、一般市民等の参加、支援の下に地域の特色を活かした森林づくりが推進されるよう積極的に取り組むものとする。

ふれあいの森の名称と位置及び面積

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
(高知中部)「物部川源流ふれあいの森」	2.60	91は
(高知中部)「別府・物部川ふれあいの森」	1.76	52と2
(高知中部)「共に考えようin物部の森」	7.57	36に1

### (2) 分収林に関する事項

上流と下流との理解と協力、企業等の参加を促進しつつ、分収造林、分収育林(法人の森林)の制度を活用した水源林の造成等を推進するとともに、設定された分収林については、契約に基づき適正な管理に努めるものとする。

### 分収林の種類、契約箇所数及び面積

種 類	契約箇所数	面積 (ha)
分収育林	19 【 28】	135 【216】
分収造林	46 【 46】	308 【308】
計	65 【 74】	442 【523】

### (3) その他必要な事項

- ① 学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、森林所有者や森林組合関係者等多様な人達と連携し、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、児童生徒に、森林内で遊びながら、森林教室、林業体験ができるフィールドを提供することとし、学校教育機関等に積極的に働きかけることで「遊々の森」の設定に取り組むとともに、教職員やボランティアリーダー、自治体関係者等に対し、森林環境教育プログラムや教材の提供等を通じて森林環境教育の重要性についての意識の醸成を図る。

#### 遊々の森の名称と位置及び面積

名 称	面積 (ha)	位置 (林小班)
(高知中部)「野生動物・観察コース」	12.43	91そ

- ② 「森の巨人たち100選」に選ばれた巨樹・巨木(さおりガ原の巨人たち(イヌザクラ、トチノキ))については、樹木が所在する香美市や保護への協力者等を構成員とする協議会による自主的な活動を支援し、保全に努めることとする。

#### 巨樹・巨木の名称と位置

名 称	位置 (林小班)
(高知中部)「森の巨人たち100選」 (さおりガ原の巨人たち(イヌザクラ、トチノキ))	35ろ

## 6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

#### ① 施業指標林、試験地等

各種試験地等の設定、水土保全林に設定したモデル林など森林施業に関する現地における展示等を行い、また、森林施業技術の研修、検討会のフィールド、森林教室の場等として活用するものとする。

#### ② 林業技術の開発普及

四国森林管理局技術開発目標に基づき、産学官と連携して、国有林野を活用した技術開発を森林技術センターを拠点として計画的に推進する。

また、その成果は、国有林野の管理経営に活かすとともに、研修の場の提供等を通じて民有林への普及・定着に努め、地域林業の振興に寄与するものとする。

さらに、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や低コスト造林の導入・定着を図り、国有林野事業の実施を通じて、それらの民有林への普及に取り組むこととする。

### (2) 地域の振興に関する事項

地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、地域の林業・木材産業の育成にも資する森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用等、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めるものとする。